エコプロ2018

みんなの力で20年！ 20th Anniversary

SDGs 体験企画

食品ロス削減！ もったいないチャレンジ

知って　選んで　食べきろう

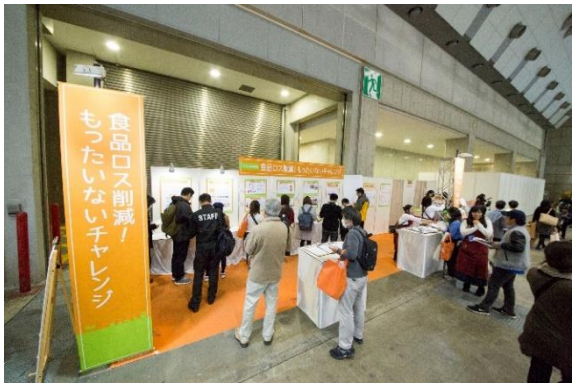
２０１８年８月

日本経済新聞社
NPO法人ビーグッドカフェ
（株式会社ピース・コミュニティ・プラン）

企画の背景・開催趣旨

日本では、年間2,775万トン（※農林水産省及び環境省「平成26年度推計」）の食品廃棄物等が出されています。
このうち「食品ロス」は646万トン。これは、世界中で飢餓に苦しむ人々に向けた世界の食糧援助量（年間約320万トン＊同）の約2倍に相当し、
社会的、経済的、環境的な課題となっています。

昨年、エコプロ初の「食品ロス削減」に関する主催者企画を行ない、食品廃棄の現状と、企業・団体・生活者の観点からの削減策などをご紹介し、
大変多くの反響をいただきました。
そこで今年は主催者展示に加え、食品ロス削減につながる商品や取り組みを、来場者に直接アプローチできる出展エリアを設けます。
消費者との直接的な相互交流と情報発信を通じて、来場者の食品ロスや消費行動に対する意識を変え、社会課題解決に役立てる場にしたいと考えています。













食品ロス削減に向けた、領域別ソリューション

食品ロスの発生には、直接的・間接的な要因が複雑に関わっており、
それぞれの立場でできること、協力できることから着実に進めていくことが大切です。
本企画では食品ロス削減に向けた解決策を、消費者と社会に向けて発信します。

食品ロスの実態把握・削減意識共有、もったいない精神

製造・卸売・小売

- 需要予測精度向上
- 製造、容器包装などの工夫、技術革新
 賞味期限延長、小容量販売、
 使い切り容器



- 賞味期限の年月表示化、
 期限設定情報開示



- 配送時の汚・破損削減
- バラ売り・売り切り等



- 規格外野菜の有効活用

消費者

- 期限表示の理解



- 冷蔵庫・家庭内の在庫管理



- 計画的な買い物
- **食品産業の取り組みを知り、
 該当商品やサービスを選ぶ**



- 食べ切る、使い切る



外食

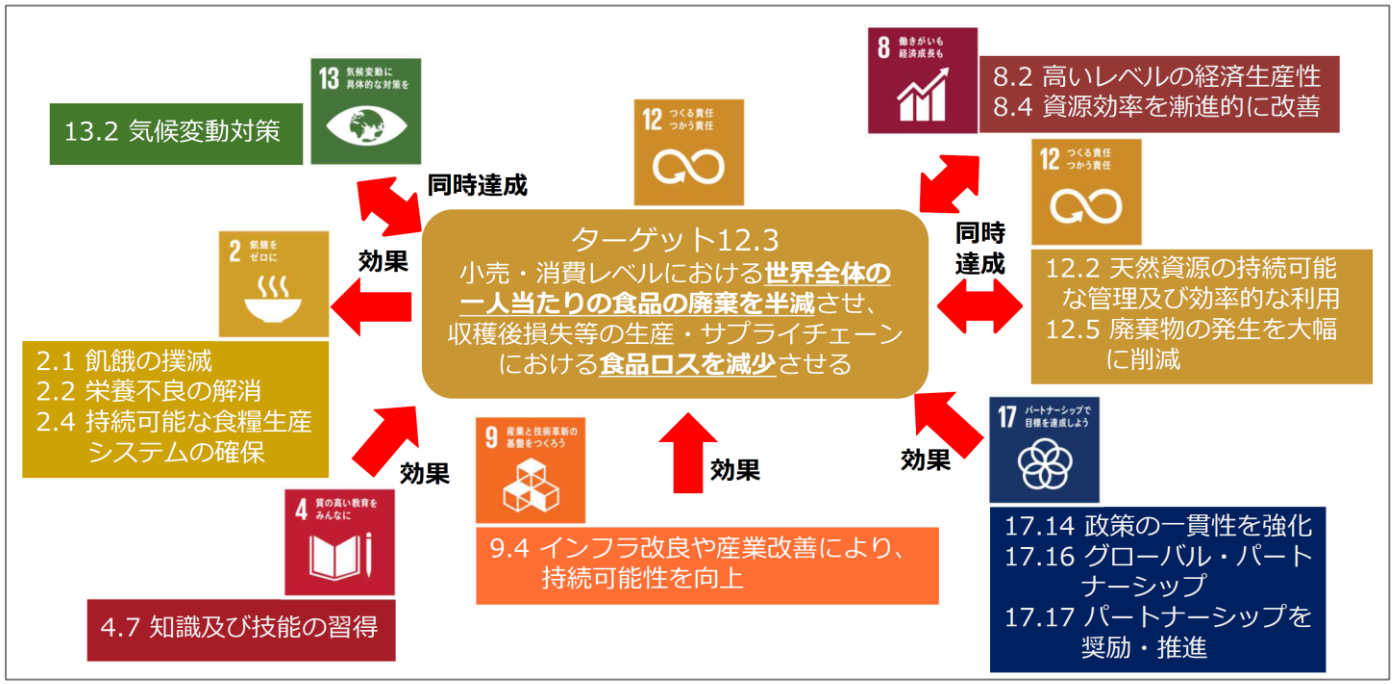
- 需要予測精度向上
- 調理ロス削減
- 食べ切り運動
- 小盛サービス
- 持ち帰り(自己責任)

- 余剰食品のフードバンク、こども食堂寄付、活動支援

参考：農林水産省「食品ロスの削減に向けて」

SDGsにおける「食品ロス」

本企画は「食」について考えながらSDGsの2030年ゴールを目指す企画です。
SDGs17目標のうち、下記のような様々なターゲットおよび目標に基づきます。



環境省「平成29年版 環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書」より

2030年の社会、経済、環境に向けた世界の「持続可能な開発目標（SDGs）」

環境保護、教育、貧困、不平等などに対する課題解決にすべての国、行政、企業、国民が取り組みます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

人口増、水・食糧危機、資源枯渇、気候変動など、人類が直面する課題に対処する持続可能な社会へ向けた枠組み「持続可能な開発目標（SDGs）」。極めて重要な要素である社会、経済、環境の3本柱を統合した2030年の世界目標として、世界が抱える課題を17の目標で端的に表現しています。SDGsには各国政府のみならず、企業、研究機関、非政府組織など、マルチステークホルダーの参加が求められており、日本においても、SDGsを企業理念や経営戦略に取り込む動きが活発化しつつあります。

企画概要

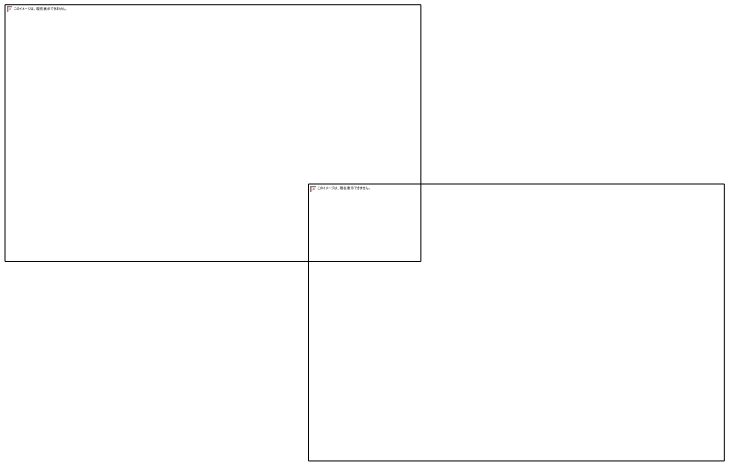
本企画は「食品ロス削減」をテーマに、**学ぶ！体験する！考える！行動につなげる！**　企画です。

企画名	：	食品ロス削減！もったいないチャレンジ
期間	：	2018年12月6日(木)、7日(金)、8日(土)　10:00～17:00
会場	：	東京ビッグサイト　東ホール　エコプロ2018「SDGs EXPO 2018」内
主催	：	日本経済新聞社
企画運営	：	株式会社ピース・コミュニティ・プラン、NPO法人ビーグッドカフェ
目的	：	幅広いステークホルダーに食品ロスの現状と複数の解決策を提示し、多くの方々により良い消費行動へ、移行いただく。 この意識と行動の変化をSDGsのゴールへとつなげていく。
内容	：	①食品ロス削減につながる商品や技術、システムやソリューションの紹介ブース【出展エリア】 ②食品ロスの現状や削減に関する日本の取組みなどを情報発信し、アンケートに回答いただき、 食品ロス削減につながる商品をお持ち帰りいただく【主催者情報発信エリア】
ターゲット：		・自治体・官公庁の地域振興部門、購買部門、環境部門 など ・企業経営者、企業の購買部門、環境管理部門、製品・商品開発部門、経営戦略部門、社会貢献部門 など ・環境に関心のある一般消費者（ファミリー、主婦、学生、小・中・高生） ・環境NPO・NGO、市民グループ

★★★本企画には以下の方法でご参加いただけます★★★

【プランA】スタンダードブース出展　→詳細はP.7へ
＊3m×3m＝9㎡　1小間 ¥320,000 / 3日間

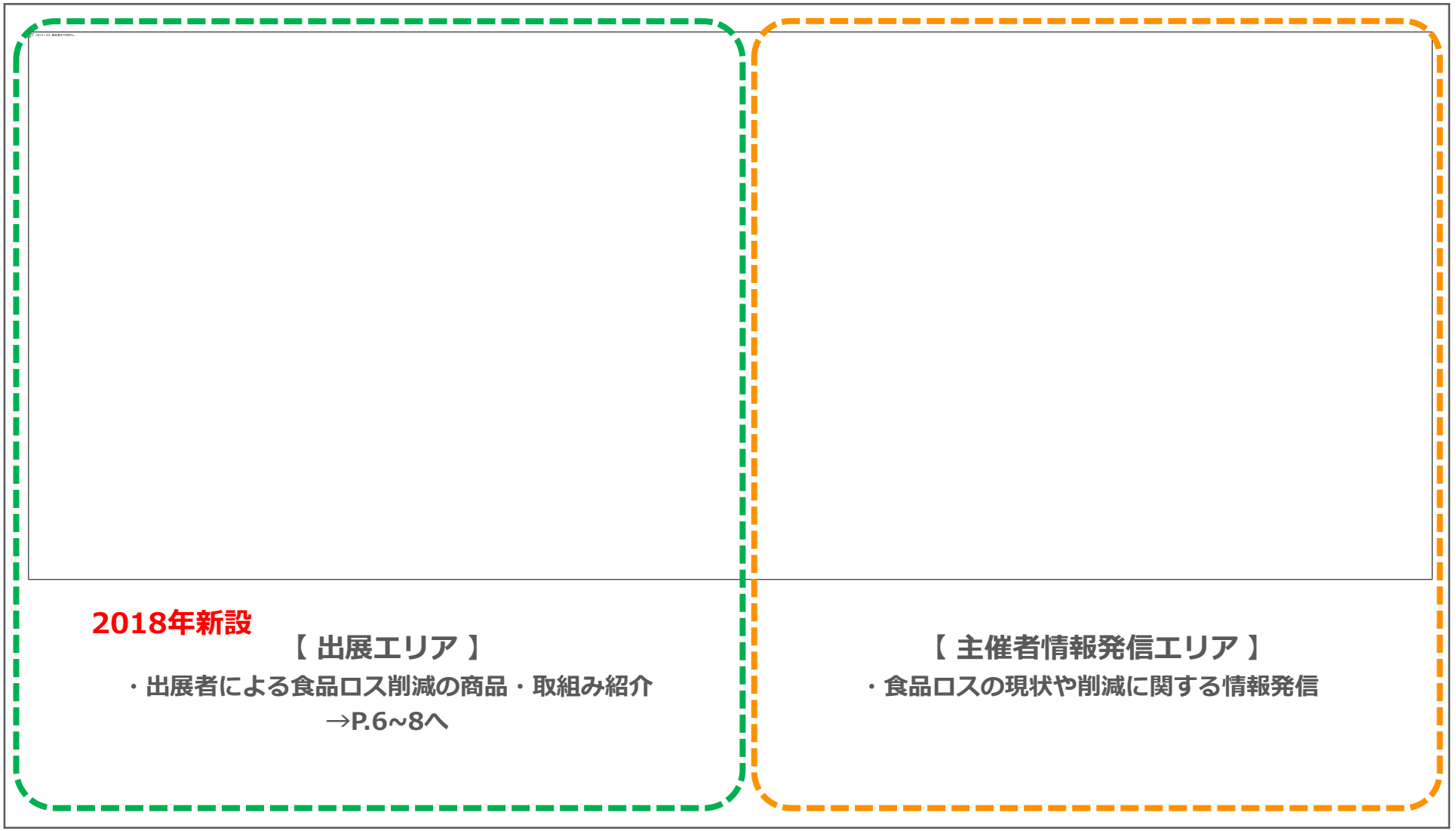
【プランB】パネルブース出展　→詳細はP.8へ
＊パーテーション+展示台　1小間 ¥100,000 / 3日間



レイアウトイメージ

食品ロスに特化した主催者企画にご出展いただくことで、
御社の食品ロス削減の商品・取組みをより印象深くPRできます

＊図面はイメージです。



2018年新設

【 出展エリア 】

・出展者による食品ロス削減の商品・取組み紹介

→P.6~8へ

【 主催者情報発信エリア 】

・食品ロスの現状や削減に関する情報発信

ご出展のメリット

① 食品ロスに特化したテーマのエリアで、御社の商品・容器製造や、流通における優れた技術・仕組みを3日間で約4,000人(※)のエリア訪問者に直接PRできます。
食品配布や試飲試食・販売も可能なため、商品の美味しさやストーリーをわかりやすくお伝えできます。

※2017年度当エリア内アンケート回収数

来場者からの声（2017年度当エリア内アンケートより）

・食品ロスにこんな取り組みがあるなんて知らなかったです。商品にはいろんな工夫がされているんですね。
・パッケージの変化はエコにも関係していたのか！と思った。技術者の日々の努力の成果が知れてよかった。環境にやさしい会社だと思った。
・企業のフードロス削減に関する取組みを初めて知った。CSRの一環としてもっと広告していただきたい。
・「規格外品の使用」や、醤油メーカーさんの「容器変更」や「賞味期限の延長」などの取組みなど、ストーリー性のある商品に感心しました。
・身近な企業が食品ロスを減らすことに取り組んでいたことに驚きました。いろんな会社が頑張っているんだと思いました。（小中学生）

② エコプロ2018出展者として、以下に出展者名やPR内容を掲載します。

・オンラインガイド（エコプロ2018WEBサイト）



・エコプロの歩き方（全来場者配布冊子）





③ その他にも、以下の貴社名露出やアンケートデータ提供などをご用意しております。

＊会期中、貴社の食品ロス削減への取組みを紹介エリア内に掲示します。
＊会期中、エコプロ2018会場の各ホール入口に設置する本企画フライヤーに貴社名を掲載します。
＊本エリアへの来場者アンケートに、御社の商品や取組みに関する項目を入れることができます。
＊エコプロ2018終了後、来場者アンケート結果（食品ロス取組みの認知度調査）および写真入り報告書をデータで提出します。

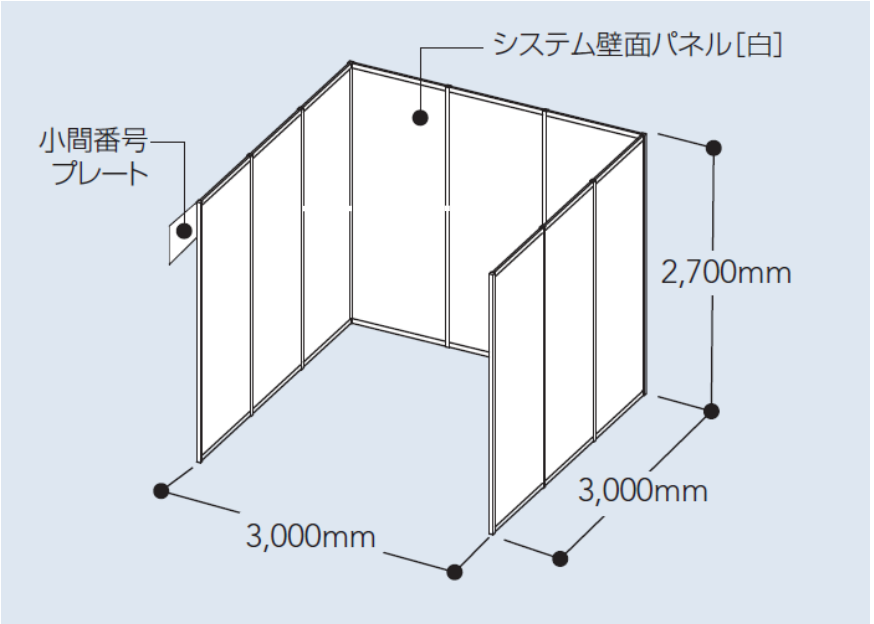
【プランA】スタンダードブース出展

自社製品のイメージに寄り添う造作が可能な、背面･側面の壁面パネルが付いたブースです

▶出展小間料　**１小間　¥320,000（税抜）/ 3日間**

スペース：　間口3.0m × 奥行3.0m
付帯設備：　・システムパネル
・小間番号プレート
・社名版

<ご注意>
＊出展小間内の備品・装飾等は、各出展者にてご手配をお願いします。
※ご希望の方は、テーブル・イスなどのリース備品、電気工事等を追加でお申込みいただけます。
＊試飲試食を行う場合は、別途、保健所指導による厨房設備の設置(有料)が必要です。
希望社数により、本企画出展者様が共同で使用される厨房を設置することも可能です。
＊隣接小間に接する壁面パネルを外すことはできません。



▶オプションリース備品の一例

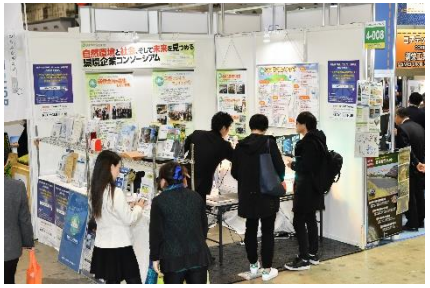
1-1）会議用テーブル　¥3,200(税抜) /3日間
(長)幅1800 × 奥行600 × 高さ730(mm)
(中)幅1500 × 奥行600 × 高さ730(mm)

1-2）会議用テーブル　¥2,400(税抜) /3日間
(短)幅1200 × 奥行600 × 高さ730(mm)

2）　パイプイス　¥650(税抜) /3日間



※価格・内容は変更になる場合があります。





※写真はイメージです

＊電気設備を使用される出展者様は、会場全体の規定に準じて別途費用が必要となります。(開閉器設置及び電気使用料11,000円/1kw予定。2次配線工事費含まず)
＊装飾には会場規定に基づき、高さや素材の制限がございます（高さ制限 2.７m予定）

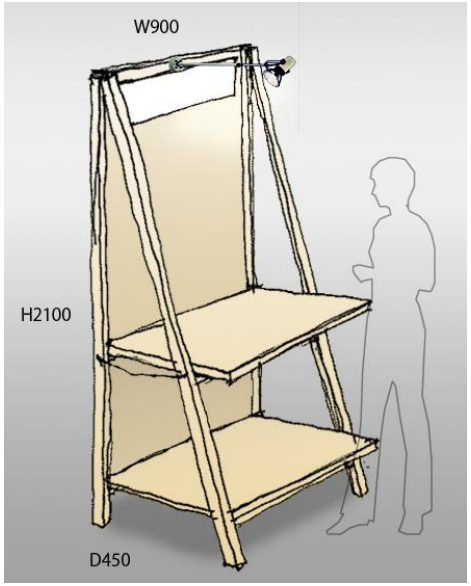
【プランB】パネルブース出展

木材や段ボールを使用したオリジナル什器のミニブースです

▶出展小間料　**１小間　¥100,000（税抜）/ 3日間**
※最大6コマまで出展可能

スペース：　間口1.0m × 奥行1.0m
付帯設備：　・背面パーテーション（W900×H2100mm）
※A1サイズ程の掲示スペースがあります
・展示台（W900×D450）
・社名板
・スポットライト

<ご注意>
＊出展小間内の備品・装飾等は、各出展者にてご手配をお願いします。
※ご希望の方は、テーブル・イスなどのリース備品、電気工事等を追加でお申込みいただけます。
＊付帯設備以外の電源のご要望は、追加分を別途有料で承ります。
＊試飲試食を行う場合は、別途、保健所指導による厨房設備の設置(有料)が必要です。
希望社数により、本企画出展者様が共同で使用される厨房を設置することも可能です。







※写真はイメージです

【プランA・B共通オプション】
御社の食品ロス削減につながる商品をご提供いただけましたら、主催者情報発信エリアで配布します。

<対象食品>
・常温保存が可能な食品（提供数応相談）
食品例：調味料各種、飲料（ジュース、コーヒー、紅茶等）、菓子類、保存食品（缶詰、瓶詰等）、
乾物（パスタなどの麺類、のり、豆など）、フリーズドライ食品、インスタント食品、レトルト食品ほか
＊業務用サイズではなく、来場者が持ち帰りやすいサイズのものをお願いします。
＊冷蔵・冷凍が必要な食品や弁当類、アルコール飲料は対象外となります。



エコプロについて

今年20回目を迎える、日本最大級の環境展示会です



■名　称　：エコプロ2018 ［第20回］SDGs時代の環境と社会、そして未来へ
■会　期　：2018年12月6日(木)～8日(土)10:00～17:00
■会　場　：東京ビッグサイト　東ホール
■主　催　：(一社)産業環境管理協会、日本経済新聞社
■後　援　：内閣府、外務省、経済産業省、環境省、文部科学省、国土交通省、厚生労働省、消費者庁、
(一社)日本経済団体連合会、日本商工会議所、東京商工会議所、
(国研)新エネルギー・産業技術総合開発機構、日本貿易振興機構（ジェトロ）、東京都、埼玉県、神奈川県、千葉県、
埼玉県教育委員会、神奈川県教育委員会、千葉県教育委員会（順不同・申請中）
■協　力　：(公社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会、グリーン購入ネットワーク、全国連合小学校長会、
グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン（他・申請中）
■入場料　：無料（登録制）
■来場者数：170,000人（見込み）[2017年来場実績：160,091人]
■来場対象：◆環境・SDGs・ESG事業に携わるビジネスパーソン
業種：製造業、流通業、建設・不動産、電気・ガス・石油、運輸・物流、情報通信、金融・保険、農林・水産業、サービス業など
職種：経営者・役員、経営戦略部門、SDGs関連部門、調達・購買部門、環境管理部門、生産・品質管理部門、研究開発部門、広報・CSR、社会貢献部門、マーケティング部門など
●自治体・官公庁（環境部門、SDGs部門、購買部門、地域振興部門など）　●イノベーター、オピニオンリーダー、インフルエンサー
●各業界団体、地域産業・商工団体　●VIP（国会議員、行政トップ、企業の経営者層、海外視察団、在日大使館など）
◆環境問題・SDGsへ意識・関心の高い生活者
●ファミリー、主婦・主夫、アクティブシニア、学生・児童　●環境NPO・NGO、市民団体、SDGs関連団体　●学校・教育関係者
■出展規模：650社・団体 / 1,450小間（見込み）[2017年出展実績：616社・団体 / 1,414小間]

出展申込みについて

STEP 1
出展申込み

次項からの「出展規約」にご同意いただき、別紙、出展申込書に必要事項をご記入、押印の上、
「食品ロス削減！もったいないチャレンジ事務局」までお送りください。（ご郵送、FAX、メール添付可）
※本展示会に初めて出展される場合は、必ず「会社事業案内」も添付してください。
※出展申込書の原本を郵送いただく場合は、送付前に必ずコピーを取り、お手元に保管してください。

出展申込締切：一次 8月10日(金)
二次 9月10日(月) ☜追加しました！

STEP 2
申込み受理

・お申込みから5営業日内に、食品ロス削減！もったいないチャレンジ事務局より、出展申込書受理のメールをお送りします。このメールを送信した時点で出展申込を受理したものとします。
・追って出展小間料に対する請求書を郵送しますので、記載された期日までに指定の口座にお振り込みください。（通常、請求書発行日から１ヵ月以内）

※出展内容が本展示会の趣旨にそぐわないと主催者が判断した場合、申込受付を保留またはお断りすることがあります。
※出展小間数が一定数に達しない場合には、やむを得ず開催を中止することがございます。その場合は、お支払い済みの小間料はお返しいたします。

STEP 3
出展者説明会

エコプロ全般の概要、会場エリア、広報計画、出展細則・提出書類の説明等を行う説明会を開催します。
万障お繰り合わせの上、各社１名様のご参加をお願いいたします。

日時：9月12日(水) 13:00～15:30(予定)
会場：日経ビル3階「日経ホール」 (東京都千代田区大手町1-3-7)

<お申込みから会期までの主なスケジュール>

8月10日(金)	**出展申込締め切り** 出展受理後、「出展料金請求書」などをお送りします。
8月31日(金)	出展小間料 入金締め切り
9月12日(水)	**出展者説明会**
9月中旬~11月中旬	各種提出書類の締め切り
10月下旬	**ウェブサイト公開**
10月下旬~12月上旬	●来場動員広報活動本格化 ●DMチラシセットなど出展者へ送付
12月4日(火)~5日(水)	搬入・施工
12月6日(木)~8日(土)	**会期**（10:00~17:00）
12月8日(土)	即日撤去（~22:00）

< 出展者説明会 >

展示会全般の概要、会場レイアウトの発表、広報・宣伝プランの説明、出展細則・提出書類の説明などを行います。
必ずご参加ください。

＊日時：9月12日(水) 13:00～15:30
＊会場：日経ビル3階「日経ホール」
(東京都千代田区大手町1-3-7)

※日時は変更になる可能性があります。

出展規約(1/2)

ご出展にあたり必ず下記規約を確認いただき、ご了承の上でのお申込みをお願いします。

【1．規約の履行】
出展者(共同出展者を含む、以下同)はエコプロ展（特別企画展、関連企画を含み、以下「本展示会」と総称する）に出展するにあたり、本規約、主催者から提示された「出展のご案内」（出展要項）、「出展者説明会」で配付する「出展細則・提出書類」、請求書、その他主催者から個別に提示される各種書類・電子メール等の記載内容(これらを以下「本展規約等」と総称する)を遵守しなくてはなりません。また、出展者は、その役員・従業員・株主・出資者等の関係者、出展を取り次ぐ広告代理店、および展示スペースにかかる設営・撤去業者、展示の運営委託先その他本展示会に関して締結する契約の相手方（かかる契約相手方の再委託先・再々委託先等を含み、以下役員ないしかかる契約相手方を「出展者関係者」と総称し、出展者と出展者関係者を「出展者等」と総称します）をして、本展規約等を遵守させるものとします。出展者等がこれらに違反したと主催者が判断した場合、主催者はその時期(本展示会の搬入期間・開催期間を含む)を問わず、次回以降を含む出展申し込みの不受理、承諾した出展の取り消し、小間・展示物・装飾物の撤去・変更の命令、実演方法の変更・中止の命令、または関連サービスの提供中止を行うことができます。その際、主催者の判断基準・根拠などは公表しません。出展取り消しとなった場合でも、出展者は本規約【4．出展キャンセル】に規定のキャンセル料を主催者に支払わなければなりません。キャンセル料以上の損害が主催者またはその関係者に発生している場合には、別途損害賠償を請求します。また主催者は、出展申し込みの不受理、出展取り消し、小間・展示物・装飾物の撤去・変更、実演方法の変更・中止などによって生じた出展者等の損害は補償しません。

【2．出展にあたっての諸注意】
2-1 .出展者は、主催者が定める本展示会の開催趣旨に合致する製品・サービスを提供する法人・団体などに限定します。主催者が、主催者が独自の裁量にて定める出展基準に従い、法人・団体および製品・サービスなどが出展に適さないと判断した場合（下記事例を含みますが、これらに限られませんには、出展申し込み受付の保留、出展内容の一部または出展そのものをお断りする場合があります
«出展申し込み受付の保留、出展内容の一部または出展そのものをお断りする事例»
「出展申込書その他の提出書類の記載事項に不備や虚偽の申請などがあった場合」
「出展内容が本展示会の趣旨にそぐわないと判断される場合」
「出展者が第三者の権利(知的財産権、肖像権など)やプライバシーを侵害していると判断される場合」
「他の出展者や来場者などから苦情が予想される場合」
「出展者が自ら法的整理手続きの申し立てをし、あるいは申し立てを受けている場合」
「出展者が【10．反社会的勢力の排除】に定める反社会的勢力であることが判明した場合」
「その他、出展が不適当と主催者が判断する場合」
2-2.疫病などでWHO（世界保健機関）の伝播地域に指定された国・地域からの出展を保留またはお断りする場合があります。なお、指定国・地域外においても主催者の判断で関連書類の提出を求める場合があります。

【3．出展申し込みおよび出展料金の支払い】
3-1.出展申込書は主催者が定める方法で提出するものとします。出展申込書を主催者が受領し、出展審査を経て、主催者が出展申込受理通知を発送(電子メールまたは郵送による)した時点をもって正式な出展申込受理とします。本展示会に初めて出展申し込みをする場合は、「会社案内」「製品カタログ」など主催者が定める添付資料を主催者が定める方法で提出するものとします。なお別途必要な添付資料を定める場合があります。すべての添付資料をご提出いただかない場合、主催者は出展申し込みの保留または出展をお断りすることがあります。出展申込書、添付資料その他すべての提出書類は返却しません。出展者はコピーを自ら保管するものとします。なお、出展者は、主催者が認める広告代理店に出展の取次を委託することができます。
3-2.出展申込受理の後、主催者は出展者（広告代理店が出展を取り次ぐ場合には広告代理店。特に断らない限り本3-2において以下同じ）に出展料金を請求します。出展者は請求書発行日から1ヵ月以内に指定の銀行口座へ振り込むものとします（振込手数料は出展者が負担するものとします）。主催者が定める期日までに出展料金の振り込みがない場合、主催者は出展申込受理を取り消す権利を持ちます。（出展者（広告代理店を含まない）が広告代理店に対して出展料金を支払い済みであるか否かは問いません。）

【4．出展キャンセル】
4-1.出展申込受理後の出展取り消し・解約は認められません。出展者（広告代理店が出展を取り次ぐ場合には広告代理店を含みます）の事情により、出展のすべてまたは一部の取り消し・解約をする場合、出展者（広告代理店が出展を取り次ぐ場合には広告代理店）は主催者が認める方法で主催者に届け出たうえ、出展料金の全額を主催者に支払わなければなりません。
4-2.出展申込受理後はキャンセル料が発生し、出展料金の全額をお支払いいただきます。
4-3.キャンセル料以上の損害が主催者またはその関係者に発生している場合には、別途損害賠償を請求します。

【5．展示スペースの割り当て】
5-1.出展者の展示スペースは、主催者が定める小間の配置・形状に基づき決定します。出展者はその結果に従うものとします。
5-2.出展者は、主催者が定めた展示スペースをいかなる理由があっても、その全部または一部を問わず、他の出展者や第三者との間で交換・譲渡・貸与などすることはできません。
5-3.主催者は、会場および所轄の警察署・消防署・保健所などによる指導・命令または出展キャンセルなどがあった場合、出展者の承認を要せず小間配置の全体レイアウトを変更することができます。

【6．各種書類の提出】
出展者は、「出展細則・提出書類」の提出書類など主催者が求める各種書類を指定期日までに所定の方法で提出しなければなりません。期日に遅れた場合、主催者およびその関係者は申込を受理しないことがあります。

【7．展示に関するルールの概要】
7-1.出展申込書に記載された法人・団体および製品・サービスのみが出展対象となります。その親会社・子会社・関連会社その他の関係会社およびグループ・提携関係にある法人・団体であっても出展申込書に記載がない場合は、それらの製品・サービスなどの出展や、小間内でそれらの社名などの掲出ができない場合もありますのでご注意ください。

出展規約(2/2)

7-2.出展者は、出展申込書に記載された法人・団体および製品・サービスなどの出展内容などに変更が生じた場合、速やかに主催者が定める方法で主催者に届け出たうえで、許可を得なければなりません。
7-3.装飾・展示物などの搬入・搬出および展示方法などは、「出展細則・提出書類」に規定され出展者等はこれを遵守しなければなりません。
7-4.出展者等は、通路など自社小間内以外の場所で展示・宣伝・即売行為などを行うことはできません。また近隣の展示を妨害してはなりません。妨害の有無などは主催者が判断し、出展者はこれに従うものとします。
7-5.出展者等は、強い光、熱、臭気、または大音量を放つ実演や不快感を与える実演など、他の出展者等や来場者の迷惑となる行為を行ってはなりません。実演などが他の出展者等や来場者に多大な迷惑を与えていると主催者が判断した場合、主催者はその中止・変更を命じることができ、出展者はその判断に従うものとします。なお自治体の火災予防条例により危険物の持込は禁止されておりますので、装飾物・演出としての裸火、煙・スモークマシン、ネオン管などの使用はできません。
7-6.出展者等は、展示会場に適用されるすべての防火および安全法規・行政指導を厳守しなければなりません。
7-7.出展者等は、本展示会会期中および会期後に他の出展者等や来場者などに対し迷惑のかかる行為(強引なセールス、勧誘、誹謗中傷、営業妨害またはそれらに類する行為など)を行ってはなりません。かかる行為があったと主催者が判断した場合、主催者は出展中止を命令し、または次回以降の出展申し込み拒否を決定する権利を持ち、出展者はこれに従うものとします。
7-8.本展示会会期中および会期後の出展者と来場者間における商談・契約内容などに関して、主催者はその責を一切負いません。
7-9.写真・動画撮影については、出展者は主催者に届け出て了承を得た後、自社ブースのみ撮影することができます。
7-10.出展者が展示会場内で酒類を販売または試飲提供する場合は、未成年者や車での来場者には提供してはいけません。出展者が酒類を販売または試飲提供したことによって、未成年者の飲酒や車での来場者が飲酒運転などの事件・事故を起こした場合、主催者は一切その責を負いません。
7-11.その他、前各号のルールに違反するなど、出展者等の展示内容や行為により、他の出展者等や来場者などから苦情の申し立てや展示会場内で紛争を引き起こすことが予想されるか、現に苦情や紛争が生じた場合、主催者は主催者の判断で出展の取り消しを決定することがあります。その場合、出展者等はその指示に従うものとします。

【8. 個人情報の取り扱い】
8-1.出展者は、展示などを通じて「個人情報」を取得する場合、個人情報保護法および関連法令を遵守し、適法かつ適切に取得しなければなりません。利用目的は必ず公表・通知し、その範囲内で活用するものとします。特に第三者提供を行う場合は、法令で許される場合を除き、必ず「個人情報」の情報主体から「同意」を取らなければなりません。
8-2.出展者は、展示などを通じて取得した「個人情報」について、法律に定められた「安全管理」を遵守した適切な管理・運営を行わなければなりません。
8-3.出展者は、「個人情報」の情報主体から展示などを通じて取得した「個人情報」の開示、訂正、追加、削除、利用停止、消去の要求や、苦情の訴えなどを受けた場合、法令を遵守した適法かつ適切な対応をとらなければなりません。
8-4.出展者が展示などを通じて取得・管理・運営する「個人情報」の情報主体または情報主体と主張する者との間で紛争などが生じた場合、出展者は自らの責任で当該紛争の解決にあたるものとします。かかる紛争に関し、主催者は一切の責を負いません。

【9. 損害賠償責任】
9-1.主催者はいかなる場合においても、出展者が展示スペース、印刷物および本展示会ウェブサイトを使用することによって出展者または第三者に生じた生命、身体、財産、名誉または信用への損害に対し、一切の責を負いません。
9-2.出展者等は、故意・過失の如何を問わず、展示会場内およびその周辺の建築物・設備および主催者が用意した設備に与えたすべての損害について、遅滞なく賠償するものとします。
9-3.出展された製品・サービスについて他の出展者や第三者と紛争が起きた場合、主催者はその責を一切負いません。出展者はその費用と責任において、これを解決、処理し、主催者には一切迷惑をかけないものとします。万一、主催者に紛争に関連して損害等が発生した場合、すみやかに補填しなければならないものとします。
9-4.主催者は、天災地変、疫病、交通機関の遅延・ストライキ、戦争、内乱、テロその他の不可抗力のほか、主催者の責によらない事由による会期の変更・開催の中止によって生じた出展者等の損害は補償しません。
9-5.主催者は、ガイドマップ、ウェブサイトやその他の告知宣伝物の誤植などによって生じた出展者等の損害は補償しません。
9-6.搬入期間を含む開催期間中に、出展者等が自らの行為に起因して他の出展者等または来場者などに生命、身体、財産、名誉または信用への損害を含むあらゆる損害を与えた場合、主催者は一切の責を負わず、他の出展者等または来場者との間の紛争等は、出展者の責任のもとで解決するものとする。

【10. 反社会的勢力の排除】
10-1.出展者等は、現に反社会的勢力(以下の❶～❽に掲げる者および団体をいう)ではないこと、または過去においても反社会的勢力ではなかったことを表明・保証するものとします。
❶『無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律』に基づき処分を受けた団体もしくはかかる団体に属している者、またはこれらの者と取引のある者、その他これらに類する団体もしくはかかる団体に属している者またはこれらの者と取引のある者
❷『組織的な犯罪の処罰および犯罪収益の規制等に関する法律』に定める犯罪収益等隠匿もしくは犯罪収益等収受を行いもしくは行っている疑いのある者、またはこれらの者と取引のある者
❸『暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律』第2条第2号に定義される暴力団およびその関係団体ならびにこれらの構成員
❹総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団などの団体または個人
❺暴力、威力、脅迫的言辞および詐欺的手法を用いて不当な要求を行い、経済的利益を追求する団体または個人
❻前❶～❺のいずれかに該当する者または団体（以下「反社会的団体等」という）と関係することを示唆して不当な要求を行い、経済的利益を追求する団体または個人
❼反社会的団体等が代表し、または支配する法人その他の団体
❽反社会的団体等が取締役、執行役、業務執行社員、監査役、理事、監事またはこれらに類する地位の役職にある法人または団体
10-2.主催者は、出展者等が前項に違反した場合、その出展を取り消すことができ、すでに受領した出展料金を返金しません。

【11. その他】
11-1.本展規約等に関連して生じる一切の紛争は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに出展者は同意するものとします。
11-2.主催者が必要と判断した場合、出展者にあらかじめ通知することなくいつでも本展規約等を変更することができるものとします。

ご不明な点などはご遠慮なく「食品ロス削減！もったいないチャレンジ！事務局」までメールでご連絡ください。
お申込み方法など詳細についてもご案内させていただきます。

お問合わせ先

NPO法人ビーグッドカフェ（株式会社ピース・コミュニティ・プラン）
食品ロス削減！もったいないチャレンジ事務局　担当：太刀川（たちかわ）

〒154-0024　東京都世田谷区三軒茶屋 2-17-10 ワタナベビル 4F
TEL:03-6413-8801 / FAX:03-6368-6410　E-mail:tachikawa@begoodcafe.com